

議案第 33 号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 12 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 8 第5項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国民健康保険法の規定に基づく条例若しくは規約、地方公務員等共済組合法又は法の規定に基づく条例（この条例を除く。）によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大口町国民健康保険条例附則第5項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>5 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～4 略</p>

新	旧
<p>があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。</p> <p>7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>8 第5項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、国民健康保険法の規定に基づく条例若しくは規約、地方公務員等共済組合法又は法の規定に基づく条例(この条例を除く。)によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>10 前項に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部</p>	

新	旧
<p><u>を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>1 1 <u>前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することができる。</u></p>	

改正要旨

1 改正の目的

「傷病手当金」とは、被保険者が療養のため、一定期間、事業又は業務に従事できないときに保険者が支給するもので、国民健康保険制度においては、国民健康保険法第58条に規定されていますが、任意給付として、保険財政上、余裕がある場合に行うことができることとされ、現在、市町村で支給している事例はありません。

今般、国による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行う」との方針が示されました。

大口町では、国民健康保険の保険者として、前述の国の方針を受け、町内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、大口町国民健康保険条例を改正するものです。

2 改正の概要

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の支給要件に該当する場合に傷病手当金を支給します。なお、この支給要件に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、国民健康保険の特別調整交付金により、支給額の全額が交付されます。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者で、療養のため労務に服することができない被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が

疑われる者

(2) 支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額を支給します。

なお、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けられる給与収入の額が、規定により算定される金額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

(4) 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る特例規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合について適用します。